

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県下閉伊郡岩泉町

2 構造改革特別区域の名称

森と水のシンフォニー岩泉町の自然を活用したまちづくり特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県下閉伊郡岩泉町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 町の特徴

岩泉町は、北上高地のほぼ中ほどにあつて、西は盛岡市に接し、東は北部陸中海岸の太平洋に臨んでいる東西 51km、南北 41km 総面積 992.36 km²の本州では一番広いまちである。

起伏に富んだ山々が連なり、豊かな緑を蓄えた山林が町の面積の約 92%を占めており、広葉樹が多いことも特徴である。

安家地区から岩泉地区にかけては、石灰岩層が走り、日本三大鍾乳洞の一つとして名高い龍泉洞をはじめ、氷渡洞、安家洞などの鍾乳洞がある。このほか三陸復興国立公園の小本・茂師海岸、県立自然公園の早坂高原、北上高地に広がる櫃取湿原など、優れた自然が数多くある。

気候は、暖温帯に属し、平成 30 年から令和 4 年の年間降水量は平均で約 1,210mm、年間平均気温は 10.9℃となっている。

道路・交通については、三陸沿岸道路の岩泉龍泉洞インターチェンジがあり、沿岸地域における広域的なアクセスが確保されているほか、国道 45 号、国道 455 号、国道 340 号を軸に、県道 10 路線、町道 336 路線により道路網が形成されている。

公共交通については、三陸鉄道リアス線が走り、岩泉小本駅が設置されているほか、バス路線としては、JR バス東北の早坂高原線をはじめ、町民バス 9 路線等が運行されている。

当町の産業構造は、地理的な特性や地域資源を生かし、農林水産業を柱として形成されてきたが、近年は、若年労働力の都市への流出、従業者の高齢化等により生産活動の停滞が進み所得の低下がみられる。また、令和 2 年の国勢調査結果によると、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業の就業人口割合はそれぞれ 19.5%、24.4%、56.1%となっている。また、令和 3 年の経済センサス活動調査によると、産業別従業員数の構成比が高い業種は順に製造業 19.9%、医療・福祉 13.2%、卸売業・小売業 12.5%となっている。

当町は平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」により、海沿いの小本地域が津波による被害を受けたが、平成 28 年 8 月 30 日には台風第 10 号が観測史上初めて東北地方太平洋側に上陸し、町全体にわたり河川氾濫や土砂災害など大規模な災害を引き起こした。2 度にわたる被災からの復旧復興を最優先課題として事業の推進を行ってきたところである。

(2) 町の課題

岩泉町の人口は町が誕生した昭和31年から4年後の昭和35年の国勢調査時点ですでに減少傾向にあり、その後増加することなく減少し続けている。

昭和35年は人口27,813人であったが、昭和55年には2万人を切り、令和7年には7,724人とピーク時の3割弱となっている。

年齢3区分別人口を見ると、昭和55年の時点では、「生産年齢人口（15～64歳）」が11,458人と最も多く、次いで「年少人口（0～14歳）」（4,687人）、「老年人口（65歳以上）」（2,091人）という順番になっていたが、平成7年に「年少人口」（2,253人）よりも「老年人口」（3,210人）が多くなっている。その後、「老年人口」は増加を続け、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少し、令和元年には老年人口3,994人、生産年齢人口4,431人、年少人口791人となっている。出生数や年少人口の減少により、地域コミュニティの中心的役割を担っていた小・中学校が廃校となるなど、地域コミュニティの希薄化が懸念されている。

町の直面している最重要課題である「人口減少問題」に対し、歯止めをかけ活力ある地域を維持するため、誰もが安全安心に暮らせるまちづくりや、関係人口の拡大、移住・定住の促進などの取組が急務となっている。

(3) 町の取り組み

岩泉町では令和2年度から令和8年度までの7年間の計画として、岩泉町総合計画である「岩泉町未来づくりプラン」を策定し、町の目指すべき将来像を「笑顔と希望あふれる3つの花」とした基本目標を掲げ、計画的にまちづくりを進めている。

基本目標1の誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る「生きがいの花」では、町民一人ひとりが、安全安心で健康な生活を送ることができるよう、また、生涯を通じて学びの場が確保できるよう、保健、医療、福祉、教育の充実したまちづくりを進めている。

基本目標2の安全安心で豊かな生活が咲き誇る「暮らしの花」では、安全安心で豊かで快適な生活を送ることができるよう、また、町民一人ひとりが優しさを感じることができるよう、安全で快適な生活環境が整ったまちづくりを進めている。

基本目標3の地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る「なりわいの花」では、地域の豊かな資源を活用した農林水産業、商工業、観光などの産業の振興に努めることにより、町民一人ひとりが生き生きと働くことができるよう、また、地域経済が活性化し所得が向上していくことができるよう、地域経済が持続的に発展していくまちづくりを進めている。

また、岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略の位置付けで下記5つの重点プロジェクトを「未来を創る希望プロジェクト」として掲げ、重点的に推進している。

重点プロジェクト1：魅力ある住居環境の整備

重点プロジェクト2：結婚・出産・子育て環境の充実

重点プロジェクト3：関係人口の拡大

重点プロジェクト4：産業の強化による働く環境の充実

重点プロジェクト5：持続する集落形成

5 構造改革特別区域計画の意義

当町では、様々な方向から課題の解決に取り組み、地域の活性化を図っているが、株式会社による広域通信制高等学校を設置する構造改革特別区域計画を申請することにより、これまでの取組をより一層効果的・効率的に推進できるほか、前述した岩泉町未来づくりプランにおける基本目標及び重点プロジェクトに対する有効な取り組みとして期待されるものである。

基本目標1の誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る「生きがいの花」では、基本方針に「生涯を通じて学んでいくことができる教育環境の構築」を掲げており、今回の株式会社による広域通信制高等学校の設置は、不登校児童生徒や高校中退者の将来の生活に希望を持てる一助になると考えている。また、生徒がただ高卒を目指すだけでなく、様々な可能性を感じることで将来の夢や目標を見つけることを第一とするために、大きく3つの目標となる柱（国内大学進学、海外進学、留学）を設けている。それらの目標を達成するために、通信制高校の特性を活かし、対面でのスクーリングに加え、日常的なオンライン指導や個別面談、キャンパスでのサポート体制を整備することで、少人数指導で必要な学習に取り組み、第一志望校に向けた学習を徹底して行える体制を整えていく。また、海外進学等を希望する生徒に対しては通信制高校の強みである自分自身に使える時間を活用しての留学を促進し、留学準備を十分に行える体制を整えていく。更には、文部科学省が官民協働のもと社会総掛かりで取り組む「留学促進キャンペーン」などを活用し、海外進学の可能性を感じた生徒に対しては、資格試験サポートや各種書類作成サポートを通して実現できるように働きかけていく。このことは、教育機会の提供を実現することとなるほか、町教育関係者との交流の場の創出や交流を通じた教育関係者の資質向上への寄与も期待でき、町の教育理念とも合致することから、町の教育環境の充実につながるかと考える。

重点プロジェクト3の「関係人口の拡大」では、廃校の活用についての取り組みを掲げているが、今回の株式会社による広域通信制高等学校の設置が、遊休施設となっている廃校の有効活用につながり、生徒と地域住民との交流事業を通じた地域コミュニティの活性化、地域振興のほか、若者との人的交流により、高齢化の進んでいる地域の高齢者の活気創出への寄与が期待される。さらに、宿泊型のスクーリングを年1回5日間、単位認定試験を年2回、それぞれ2日程度行う中で当町の指定無形民俗文化財である中野七頭舞をはじめとする伝統芸能等に触れていただき、当町に興味を持った生徒たちによるSNSを活用した情報発信が期待される他、地域住民においては、伝統芸能の発表の場が提供されることで、伝統芸能の継承や維持への機運醸成につながることを期待される。

また、重点プロジェクト4の「産業の強化による働く環境の充実」において、農林水産業の生産組織の育成と強化及び担い手不足の解消を掲げているが、将来の担い手不足が課題となっている農林業の分野において、地域住民説明会で提案があったスクーリングの特別活動で地元農家や林業従事者との連携による農業・林業体験学習を実施することにより、農林業に興味を持ち、将来の担い手となり得る人材の発掘・育成や生徒たちとの交流を通じた地元農家や林業従事者の活性化が期待できる。

以上のことから、構造改革特別区域認定による学校設置会社による学校設置事業は、当町の目指すまちづくりの推進に非常に有効な施策である。

6 構造改革特別区域計画の目標

本計画は、廃校の利活用という全国的な課題を、学校設置という従来の目的を踏襲した形で活用することにより、地域の理解も得られやすく、廃校により、活気の減退が懸念されている地域と一体

となり、町の活性化につなげることが目標である。

①学習においては岩泉町歴史民俗資料館を活用し、当町の歴史に興味を持つきっかけを創出するとともに、龍泉洞をはじめとする観光資源や郷土芸能等、伝統文化に触れていただき、生徒とその保護者の当町への愛着と関心を深め、交流人口、関係人口の拡大を目指す。

②農林業について、特別活動として体験学習等を行い、後継者育成につながる第一歩とする。農林業について深く知らない若者が多い中、今後、耕作放棄地の解消・拡大防止や森林の保全、木材生産機能をはじめとする多面的機能の維持は重要な課題である。広域通信制高等学校が設置される予定の大川地区は特に林業が盛んで、豊富な森林資源を有しており、その資源を活用した薪ストーブの利用率が高い地区となっている。大川地区では地元で調達した木材を地元で消費する「薪プロジェクト」というプロジェクトを実施しており、体験学習としてこのプロジェクトに関わっていただく予定である。「薪プロジェクト」は前述したとおり、地域にある豊富な森林資源を地域で調達し、地域内で消費するいわゆる「地産地消型」の仕組みであり、この仕組みがもたらす地域内の経済的効果やSDGsに対するメリット等についてもスクーリングの中で学んでいただく予定である。薪割体験等、普段なかなか経験できない作業を行ってもらい、「薪プロジェクト」をきっかけに、林業をはじめとする一次産業に対して若者に興味を持たせ、自ら学ぶ環境形成を目指す。

③校外学習では、町内にある岩泉高校生との交流を行う。岩泉高校には前述した伝統芸能である中野七頭舞の保存と伝承を行う郷土芸能同好会があり、同世代から披露してもらうことで、双方に刺激を与え、都市部と地方部に住む若者同士の交流促進が期待される。

④地域住民との交流を行い、地域に伝わる郷土料理や伝統芸能に触れていただくとともに、釣りや薪割体験等、地域ならではのアクティビティを体験してもらうことで、地域住民との交流促進を図ることで、地域活性化が期待される。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画による学校設置会社による広域通信制高等学校の設置により、当町に及ぼされる社会的経済的効果は以下のとおりである。昨今、少子高齢化や核家族化など、子どもの生活環境の変化が著しく、子どもの不登校や引きこもりが全国的に顕在化している。このように学校に行けなくなった子どもたちの学ぶ場を自然豊かな当町に作ることで、子どもたちの気持ちにゆとりや自己肯定感を高めることができ、社会に貢献できる人材を育成していく。また、若い世代が少ない当町に若い子どもたちがたくさん訪れ、地元の町民と関わることにより子どもだけでなく地元にも刺激を与え、人口減少の一途を辿っている当町の活性化の起爆剤となり得る。これは、同様の社会経済問題を抱える自治体の地域活性化施策として、貴重な施策になるものと確信している。

(1) 学校設置による社会的効果

広域通信制高等学校で、地域の自然や歴史などの社会的資源と組み合わせた教育カリキュラムを、地域の活動団体や経験豊かな人的資源を活用して実施することで、農林業などの後継者の確保や移

住の促進につながるほか、スクーリングにより全国各地から多くの生徒たちが来町することにより、交流人口が増加し、多様な体験学習等を通じて、社会的・文化的交流や世代間交流が行われ、地域の活性化に貢献できる。また、校地・校舎の活用により、適切な維持管理が図れるほか、廃校となった学校が本来の目的とする学校施設として継続し利用されることで、地域住民説明会で確認した地域住民の意思を反映した利活用が実現できる。

地域交流について、当町大川地区の協力は確実に得られることを住民説明会で確認済みで、地域について学び、生徒ができることを考え、大川地区の住民を対象にした地域交流行事を開催する予定である。岩泉高校とは、町の伝統芸能である中野七頭舞を通じた交流や、将来についての情報交換を行うことでお互い刺激を受けるものと考えている。最終的にボランティア活動、地域イベントの考案、地元製品のPR活動などを行い、地域の活性化につなげることを目的とする。

(2) 学校設置による経済的効果

広域通信制高等学校の設置により、全生徒が参加するスクーリング、単位認定試験で年間を通じて多くの生徒や関係者が来町し、経済的効果を生み出す。「生徒数」及び「教職員雇用・事務職員雇用」をもって測られるが、見込みは以下のとおりである。尚、収容定員は400名でスクーリング、単位認定試験計画及び収支計画は別紙にて提示する。

収容定員の算出に当たっては、スクーリングを1班(4泊5日)＝1回として、各回の受入人数を最大30名と仮定し、レポート学習完了後にスクーリングを実施可能な期間を7月・8月・1月・2月の4か月として設定した。これらの期間内で、会場・宿泊等の受入体制を踏まえつつ、年間で概ね13回程度(週単位)の実施が可能と見込み、30名×13回＝390名(端数を考慮し収容定員400名)としている。

・スクーリング、単位認定試験参加者数

年度	生徒数予測
令和9年度	50名
令和10年度	150名
令和11年度	250名
令和12年度	350名

・スクーリング、単位認定試験実施による消費見込み額

年度	対象生徒数	消費見込み額
令和9年度	50名	5,200千円
令和10年度	150名	10,400千円
令和11年度	250名	26,000千円
令和12年度	350名	36,400千円

※経済効果の試算

宿泊費	9,000円/1泊(年間6泊)
バス借り上げ料	10,000円/1回(年間3回)
地域体験・昼食	20,000円/1回(年間1回)

・教員、その他職員の雇用

校舎改築等による地元業者の受注機会の発生に加え、毎年、地域から教員その他職員の雇用が発生する。教員、事務職員は常勤雇用を原則とするが、希望する人材のニーズに合わせて働き方を選択する。

年度	教職員雇用	事務職員雇用
令和9年度	5名	1名
令和10年度	1名	
令和11年度	1名	
令和12年度	1名	1名

8 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（816）

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号：816）

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社 I am success.

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関する主体

株式会社 I am success.

（2）事業が行われる区域

岩手県下閉伊郡岩泉町の全域

（3）設置位置

校地・校舎：岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 98 番地
（旧町立大川中学校）

（4）設置時期

令和 9 年 4 月 1 日

（5）事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

特区認定後、高等学校設置認可手続きを行い、設置認可後、教育環境整備、教職員採用等の開校に必要な準備を進める。設置認可にあたっては、岩泉町教育特区学校審議会の意見を聴いた上で、岩泉町長が認可を行うこととしており、令和 9 年 4 月 1 日からの開校を予定している。

①通信制高等学校

名称：一ツ葉高等学校岩泉校

校舎：旧町立大川中学校

収容定員 400 人

専有面積 12,162 m²（うち運動場用地 8,299 m²）

延床面積 校舎 1,478 m²、体育館（屋内運動場） 622 m²

②学習等支援施設

学習等支援施設名称	所在都県	所在地	定員	施設区分
代々木キャンパス	東京都	渋谷区代々木 1-36-1	30 人	自校施設
千葉キャンパス	千葉県	千葉市中央区富士見 1-1-1	30 人	自校施設
大宮キャンパス	埼玉県	さいたま市大宮区宮町 1-24	30 人	自校施設

令和 9 年度新入学から該当学習等支援施設で受け入れを行うので、令和 9 年度は 1 年次のみ在籍となる。

システムでの管理は管理者を一ツ葉高等学校（熊本県山都町）とは別に設置し、ID や PW 等は異なる設定を行う。レポートの管理場所や指導場所は代々木キャンパスではそれぞれ異なる階で行い、千葉キャンパスではそれぞれ異なるフロアで行い、大宮キャンパスは保管場所を分ける形で混在しないようにする。

③学校と学習等支援施設の連携協力関係

株式会社 I am success. は、各学習等支援施設に施設運営や学習・生活支援導を行う職員 1 名を配置するとともに、一ツ葉高等学校岩泉校には、公認心理師を含め各教科職員の定期的な派遣及びオンライン指導などを管理する専任職員を配置するなどにより、適切な連携協力関係を確保する。

また、学校の専任職員及び各学習等支援施設運営職員は、定例会議の開催や各種アンケートや保護者面談等を通して、業務の連携協力上の課題と対応策を協議する。

(6) 教員組織・教育課程について

別表「教員配置表」及び「教育課程表」のとおり。教員組織は校長、教頭、教諭、講師とする。臨時免許状や免許外担任を採用する場合はやむを得ない事情の場合のみであり、原則、教科外免許担任は設置しない。

(7) 面接指導等（添削指導、面接指導及び試験）の実施方法及び実施場所

①添削指導

添削指導及び評価は、特別区域内に設置される学校及び特別区域内の校外施設等で、教科・科目ごとに相当免許を有する教員が学習指導要領に定められた回数を行う。

添削課題については、高等学校通信教育の基幹的な部分であることから、生徒の学習の状況を把握し、①何が理解でき、何が理解できないか、②生徒の基礎学力は十分かどうか、③生徒の思考の方向性とならずきの原因などを的確に捉えていくことができるものを使用する。

また、不登校や中途退学経験を有する生徒、高齢者を含む社会人の学習機会として通信教育の果たす役割を鑑み、多様な生徒の在籍が想定されることから、ネットワークのシステムを活用して、連絡や相談を行うとともに、学習方法への助言なども含めた生徒指導を行うこととしている。

②面接指導

面接指導は添削指導と同様、高等学校通信教育の基幹的な部分となっていることから、絶えず改善に努め、学習指導要領に沿って特別区域内に設置される学校で実施する。

指導内容については、個別指導を重視し、生徒の実態を十分把握できるよう工夫し、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識に関するものや、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒の学習上の課題について十分考慮し、今後の自宅学習への示唆を与えるものを計画的、体系的に行う。

面接指導は必要な免許を有する教員が実施する。

③単位認定試験

特別区域内に設置される学校で行う。面接指導後、時期を空けて交流行事を含めて行う。漏れなく特区内での試験を実施するために、受験予定者を事前に岩泉町に報告させて、試験当日は岩泉町担当職員が出席者の確認を行う。

実施にあたっては、教員の監督のもと厳正に行い、すべての科目において記述式を出題し、あわせて択一式、複数選択式、並べ替え式、穴埋め式などの形式も取り入れて出題する。

④学習等支援施設

学習等支援施設は、学習面や生活面での支援を行う施設であり、添削指導、面接指導及び試験の教育課程内に関する教育活動は実施しない。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 岩泉町に存在する教育上の特別のニーズ

当町は、「森と水のシンフォニー」と評される町の面積の約92%を占める森林や龍泉洞を代表する水資源等、豊かな自然の恩恵を受け、長年にわたり培われた地域資源を有しているが、人口減少及び少子高齢化の影響により、地域産業の衰退が進行している。さらに教育分野における地域資源である小・中学校については、学校施設の統廃合が進められ、閉校した学校施設の有効活用が検討課題となっている。

本事業の設置場所となる旧岩泉町立大川中学校については、長きにわたり、地域住民に親しまれながら、地域社会を担う多くの卒業生を送り出してきたが、児童・生徒の減少により、平成25年3月をもって閉校となった。その後も統廃合が進み、その結果、町内の学校は小学校が4校、中学校3校ずつとなっており、将来の岩泉町を担う人材の確保・育成が大きな課題となっている。

当町の教育は、「一人ひとりが学び、郷土を愛する、心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、町民一人ひとりが個性を生かし、生涯を通じて創造的に学び続けることが出来るよう、「学び」の環境整備や支援をはじめ、特別支援教育の充実、安全・安心な学校づくりなど、総合的な取り組みを一体的に進めてきた。また、不登校中学生徒数は、令和2年度の学校基本調査で、14名（生徒数181名に対して7.7%）、令和3年度で、11名（生徒数156名に対して7.1%）、令和4年度で、9名（生徒数158人に対して5.7%）、令和5年度で、9名（生徒数147人に対して6.1%）となっており、際立って高い水準にはないものの、毎年一定数いる不登校生徒等への対応が喫緊

の課題となっている。

本特区計画により設置する広域通信制高等学校は、本校で行われるスクーリング時に当町の自然や歴史などの社会的資源と組み合わせた教育カリキュラムを、地域の活動団体や経験豊かな人的資源を活用して実施することで、農林業などの後継者の確保や移住の促進につながるほか、全国各地から多くの生徒たちが来町することにより、交流人口が増加し、多様な体験学習等を通じて、社会的・文化的交流や世代間交流が行われ、地域の活性化が期待される。また、全国の不登校児童・生徒や高校中退者はもとより、岩泉町における不登校生徒数に就学機会を提供することができることから、当町の教育的課題に応えることができるものと考えている。

また、町が町内にある中学校3校、及び周辺市町村にある中学校10校の計13校に対して、当町の特区計画により設置される通信制高等学校の入学希望者を調査したところ、有効回答として得られた111名の高校進学希望者のうち、第二希望として受験する方が11名、第一希望として受験する方が1名おり、当町に通信制高等学校が設置された場合、受験対象候補とする生徒が一定数いることを確認することができた。

さらに、第三希望以降として受験する意向がある生徒を合わせると、高校進学希望者のうち、約3割の生徒が本通信制高等学校へ受験する意思があることが分かり、当町のようないわゆる中山間地域及びその周辺に住む生徒からも通信制高等学校に関心のある生徒が一定数いることを確認することができた。

(2) 当該株式会社が設置する学校が適切であると認めた理由等

設置する学校は当町の多くの課題を解決できると考えている。岩泉町は、本州で一番面積が広い町であり、面積の約92%を森林が占め、龍泉洞を代表する豊富な水資源を有する自然豊かな町であり、中野七頭舞をはじめ、数々の伝統芸能が町の指定無形民俗文化財に指定されており、町内各地で保存や継承活動が行われている。また、東日本大震災時にも強固な地盤のおかげで建物倒壊等の被害は無く、地震に強い町としても自負している。しかしながら、当町の良さはほとんど知られていないため人口流出が大きな問題になっている。そこで、地域の文化財の教育を当町以外の生徒に行えることは非常に有意義であると考えている。当該株式会社が設置する学校において、ここ「岩泉」での体験を継承し、理解することが学ぼうとする意欲につながると思う。また、林業を中心とした地域産業の体験を行い、地域の方とコミュニケーションを行うことがコロナ禍等を経験し、人との交わりが少なくなった今の子どもたちにとって重要である。今まで知ることのなかった先人の知恵により培われてきた地場産業や文化を現地で体験し、子どもたちが多くの感銘を受けた結果として地域産業に興味を持ち、この「岩泉」に移住を考えてもらう機会が生まれ、地域の後継者を希望する人材育成にもつながると考えている。また、地域住民との交流を通して、不登校などそれぞれの事情がありながらも、将来に向けて更に前進するための教育を行うことが重要であり、オフラインの交流が成長には欠かせないと判断している。当町では平成28年度から大学生を対象とした岩泉型インターンシップ事業（令和6年度からはキャリアデザインプログラム事業に名称変更）を行い、「地域で働くことは地域で暮らすこと」をテーマに大学生が当町の一次産業や町内事業者での就業体験を通じながら、地域の課題と向き合うプログラムを提供している。設置する学校でスクーリングを体験した生徒が更なる学びを深めるために大学に進学した場合も、上記事業を通じて当町に更に関わっていただくことも可能である。

当町ではこうした大学生の受入に関する事業や、地域おこし協力隊を受入するノウハウが蓄積されており、設置する学校を卒業した生徒が引き続き当町に関わりたい、移住したいとなった場合は、上記の事業を通じて受入することができる。こうしたいわゆる「よそ者」と言われる方々を受入する土壌が岩泉町にはあり、そうした方々の力が必要となっている状況である。

今回、設置を希望している株式会社 I am success. の設立母体となった株式会社テドポオトは、昭和 50 年に学習塾を創業し、昭和 57 年に教育サービス企業として株式会社を設立した。その後 45 年間にわたり、民間教育機関としてノウハウを蓄積してきた。また、平成 11 年に高校中退や不登校によって学習機会を失った生徒たちのために、高校卒業と進路の実現をめざすサポート校「日比谷学園高等部」を設立し、9 年の指導を行った。その指導実績をもとに「一ツ葉高等学校（熊本県山都町）」を開校した。一ツ葉高等学校の生徒数は、直近 5 年間（平成 31 年度 385 人、令和 2 年度 589 人、令和 3 年度 748 人、令和 4 年度 956 人、令和 5 年度 1,097 人、令和 6 年度 1,086 人（学校基本調査より））を見ても年々増加しており安定した経営を行っていると考えられる。現在では、「日本語学校」、「日本語教師養成講座」も運営しており、教育についてのノウハウは十分蓄積しているものと判断できる。

株式会社 I am success. は、47 年にわたる民間教育機関としての実績を有する株式会社テドポオトの教育の専門的スキルを十分に反映した学校運営を行っている。また、廃校施設を活用した学校運営の実績やその財務状況並びに教育関係の事業実績から、岩泉町の課題解決への対応及び不登校児童等の将来を展望するものとして適切であると判断している。

①一定の要件

(ア) 学校経営のための資産等を有すること（資産要件）

資産要件としての学校の校地・校舎については、町内の廃校となった校地、校舎を無償で長期的に貸し付けることにより、教育上の支障は生じない。その他教育に必要な学校運営財産については、設置会社の母体となる会社の資本金、運営資金の確保を貸借対照表で確認し十分対応できると判断した。

(イ) 学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること（役員要件）

学校経営を担当する役員については、長年私塾や法務省から告示を受けた日本語教育機関米国ニューヨーク州教育庁認可学校の経営、運営などに携わっているほか、すでに通信制高校の一ツ葉高等学校（熊本県山都町）の運営も行っており、学校運営の知識については問題ないと判断した。

(ウ) 学校設置会社の経営を担当する役員に社会的信望があること（役員要件）

会社役員の社会的信望は、47 年以上の長きにわたり、民間教育の一線で生徒指導に携わってきた実績から十分なものと判断した。特に一ツ葉高等学校（熊本県山都町）の生徒数からも顧客に支持される学校運営がなされていると十分に考えられる。

②情報公開

当該株式会社は、学校設置会社が備えるべき業務状況書類等（貸借対照表、損益計算書、営業報告書）、業務状況書類を、書類作成中の期間を除いて公開する。また、学校の様子などについては、ホームページ等を活用することによる積極的な情報公開をする。

(3) 岩泉町の責務

①地方公共団体による評価

岩泉町は、町独自の審議会を設置し、学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況等について、年1回以上の株式会社立の学校評価を、書類及び実地で実施する。

なお、具体的評価については、学校教育法、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程、学習指導要領等を踏まえ、学校の公共性、継続性、安定性の観点から、学校経営面、教育研究面の状況について適切に評価するため、学校評価基準を定め、開校後1年を経過した後に学校評価を実施する。この学校評価の結果は審議会等の運営状況と合わせて、毎年内閣府へ報告する。

また、経営面と教育面を含んだ評価の内容は、ホームページ等を通して広く一般に公表する。審議内容は学校運営体制、施設・設備の状況、学習指導の状況、学校設置会社の経営状況とする。

②セーフティネット

岩泉町は、常に事業の円滑かつ確実な実施のため、運営会社株式会社 I am success. 及び一ツ葉高等学校岩泉校と連絡・連携を密にするとともに、定期的に経営状況の報告を受ける等状況の把握に努める。また、適切な修学を維持することができるよう、当町内部に担当者を配置し、他校への転入学に関する情報収集・協力要請を行う体制を整備する。

また、万一学校経営に著しい支障を生じた、又は生ずるおそれがある場合は、岩泉町内部に専門の窓口を設け、他校への転入学希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集・指導等が行えるようにする。その際、運営会社株式会社 I am success. は岩泉町からの情報提供等の要請に対して全面的に協力する。

なお、当町は、学校設置会社及び同様の広域通信制高等学校（山都町の学校が提携しているつくば開成高等学校）との間に受け入れ体制の構築等に関する協定を三者で締結し、連携を図る。運営会社株式会社 I am success. は毎年、決算書をもとに運営状況を岩泉町に報告を行い、今後の生徒数見込み、収支見通しを共有する。岩泉町からの指導に従い、指摘事項があれば速やかに改善を行う。改善状況については、すべての情報公開を運営会社株式会社 I am success. が全面的に協力する。

③審議会

岩泉町では、行政の適正性、公平性、専門性を確保するため、町独自に学校設置会社の設置する学校に係る認可等を調査審議する審議会を設置する。

審議会の構成は、その機能を十分に果たせるよう、教育関係者3名、高等学校等の教育に関し学識経験を有する者2名、会計に関し学識経験を有する者1名、地域の代表1名の計7名とする。本特区認定後、審議会を開催し、当該広域通信制高等学校の設立認可及び年1回以上の株式会社立の学校評価や学則変更等、町の事務局体制等その他指導監督全般について審議する。また、それ以外の審議事項は学校運営体制及び担当業務等、生徒の状況、入学生の状況、進路別卒業生の状況、科目別履修等の状況、単位認定の状況、教室等の設置状況、計画等の策定状況、計画に沿った実施状況、決算状況である。

④学校設置事業に対する指導体制

当町で、高等学校の指導主事経験者を登用し、恒常的な指導・監督を行う。また、指導監督については公平に評価するために通信制高校経験者等、通信制高校ガイドラインに精通している有識者を2名（以下、「外部アドバイザー」という。）登用する。外部アドバイザーは通信制高校に関して学識経験を有する者で現地視察の同行及び審議会へ出席いただき、文科省策定のガイドラインに沿った問題点の提起や、問題解決の助言を提案いただく。また、町が実施予定の学習等支援施設の現地視察に同行いただき、高等学校通信教育規程等に沿って正しい運営がなされているか助言をいただく。

学習等支援施設における指導監督については、当町が行う。岩手県外の学習等支援施設については、年1回岩泉町が現地視察を行う。主な点検事項としては、添削指導、面接指導、試験が特区外で実施されていないかどうかの確認、それぞれが適切な内容で実施されているかの確認を、教職員、生徒へのヒアリングで確認をする。また、施設及び設備についても、教育上及び安全上支障がないものかどうかを確認する。

さらに、町として構造改革特別区域法ほか関係法令順守の徹底に向け、各審議会開催日ごとに前述した指導監督有識者を講師とした「学校設置事業法令順守勉強会」を実施する。尚、参加メンバーは審議会参加者に加え、本事業に係る職員とする。また、常時の講師役有識者に加え、教育分野の専門家なども講師として招く。

⑤教育環境の改善

学校設置会社は、生徒・保護者のニーズに基づき、かつ変化する社会状況を考慮しながら教育環境の改善に不断に取り組むこととしている。

また、すべての教員は免許を取得しているものを雇用し、臨時免許状での採用、免許外教科担任の設置は原則行わないことを毎年確認する。ただし、いかなるとりうる手段を尽くしても教員が採用できない場合、例外として臨時免許状での採用及び免許外教科担任の雇用を特別に認めることとする。

⑥学校の方針とガイドラインに沿った運用

学校の方針は以下の通りとする。

1. 岩泉町での集中スクーリング及び試験に出席できる生徒を募集する。
2. レポートは記述式を主とし、考力の向上及び社会で通用する学力を身に付けさせる。添削指導は実施校の教員が行う。
3. 映像授業の視聴課題については確認テストと報告課題の2種類を必須とする。
4. 試験はすべての科目において記述式を出題し、あわせて択一式、複数選択式、並べ替え式、穴埋め式などの形式も取り入れて出題して、試験時間は1科目50分で設定する。試験監督、採点は実施校の教員が行う。
5. 通信教育連携協力施設の学習等支援施設では、面接指導、単位認定試験は行わない。

これを踏まえて岩泉町では毎年1回以上の現地調査、毎年1回の学習等支援施設の点検調査を行

い、適切な運営ができているかを確認する。また、審議会では運営内容についても、審議会において細かく報告することを義務とする。実際のレポートや試験なども確認して、毎年同じ問題が使われていないかなど具体的な部分まで監督する。

審議項目は以下のことを必須とする。

1. 学校の管理運営に関する事項

- (ア) 教職員の配置等は適切か
- (イ) 施設及び設備の整備等が行われているか
- (ウ) 通信教育連携協力施設の設置等は適切に行われているか
- (エ) 通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等が行われているか
- (オ) 学校評価は適切に行われているか
- (カ) 情報公開は適切に行われているか
- (キ) 収容定員は適しているか、編入学の受け入れは適切に行われているか、入学者選抜日程は適切に設定されているか
- (ク) 生徒情報は適切に管理されているか
- (ケ) いじめ防止基本方針などの計画は適切に運用されているか
- (コ) 高等学校等就学支援金、授業料、高校生等奨学給付金などの管理及び説明は適切に行われているか

2. 教育課程等に関する事項

- (ア) 教育課程及びそれに基づく指導と評価は適切に行われているか
- (イ) 添削指導及びその評価は適切に行われているか
- (ウ) 面接指導及びその評価は適切に行われているか
- (エ) 多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免は適切に行われているか
- (オ) 試験及びその評価は適切に行われているか
- (カ) 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会は充実しているか
- (キ) 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うことができているか
- (ク) 教育支援や生徒指導、進路指導等は、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）の受講の有無にかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うことができているか

本ガイドラインに沿った運用を確実に管理して、運用に不備がある場合は、町から指導監督を行い、状況を文部科学省に報告することにする。